

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次 ページ

規 則

○機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則…………… (人事課) 1

規 則

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第45号

機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則

目次

- 第1章 総務部関係 (第1条-第10条)
- 第2章 総合政策部関係 (第11条)
- 第3章 環境生活部関係 (第12条-第20条)
- 第4章 保健福祉部関係 (第21条-第41条)
- 第5章 経済部関係 (第42条-第47条)
- 第6章 農政部関係 (第48条-第58条)
- 第7章 水産林務部関係 (第59条-第72条)
- 第8章 建設部関係 (第73条-第90条)
- 第9章 出納局関係 (第91条・第92条)

附則

第1章 総務部関係

(北海道庁舎等管理規則の一部改正)

第1条 北海道庁舎等管理規則(昭和41年北海道規則第86号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「支庁の」を「総合振興局若しくは振興局(以下「総合振興局等」という。))の」に、「支庁と」を「総合振興局等と」に、「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改め、同項第6号中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

(北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成16年

北海道規則第125号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「の庁舎若しくは支庁」を「、総合振興局若しくは振興局」に改める。

(北海道職員倫理規則の一部改正)

第3条 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。

別表第1第4号中「参事監」を「地域振興監」に改め、同表中第17号を第19号とし、第7号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同表第6号中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改め、同表中同号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

5 観光振興監

6 食の安全推進監

(知事が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第4条 知事が保有する個人情報の保護に関する規則(平成6年北海道規則第97号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

本庁		支庁		出先機関	
----	--	----	--	------	--

」を

「

本庁		総合振興局		振興局		出先機関	
----	--	-------	--	-----	--	------	--

」に改める。

(私立学校法施行細則の一部改正)

第5条 私立学校法施行細則(昭和36年北海道規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

(私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の一部改正)

第6条 私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則(昭和36年北海道規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「支庁長(以下「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」に改める。

第3条第2項及び第4条第2項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

(財政状況の公表に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 財政状況の公表に関する条例施行規則(昭和23年北海道規則第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び支庁」を「並びに総合振興局及び振興局」に改める。

第2条及び第3条中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則の一部改正）

第 8 条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則（昭和 27 年北海道規則第 143 号）の一部を次のように改正する。

本則中「支庁」を「総合振興局、振興局又は札幌道税事務所」に改める。
（特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第 9 条 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和 60 年北海道規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「支庁の長（以下「支庁長」という。）」を「総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長」に改め、同条第 2 項中「北海道税条例（昭和 25 年北海道条例第 56 号）第 8 条に規定する課税地を所管する支庁又は札幌道税事務所の長（以下「支庁長等」という。）」を「総合振興局長等（北海道税条例（昭和 25 年北海道条例第 56 号）第 8 条に規定する課税地を所管する総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長をいう。以下同じ。）」に改める。

第 4 条及び第 5 条中「支庁長」を「総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長」に改める。

第 6 条及び第 7 条中「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。

第 8 条第 1 項中「支庁長」を「総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長」に改め、同条第 2 項中「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。

別記第 1 号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改める。

別記第 2 号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改め、同様式末尾欄外注意中「支庁長」を「総合振興局、振興局長又は札幌道税事務所の長」に改める。

別記第 3 号様式その 1 中「（支庁長等）」を「（ 総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長）」に改める。

（北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部改正）

第 10 条 北海道循環資源利用促進税条例施行規則（平成 18 年北海道規則第 109 号）の一部を次のように改正する。

本則中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第 1 号様式その 1 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改め、同様式その 1 末尾欄外注意中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同様式その 2 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改める。

別記第 2 号様式中「北海道 支庁長 様」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」

に改める。

別記第 3 号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改め、同様式末尾欄外注意中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第 4 号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改める。

別記第 5 号様式中 「北海道 支 庁 第 号
道 税 事 務 所」

を 「北海道 総 合 振 興 局
振 興 局 第 号
札 幌 道 税 事 務 所
総合振興局地域政策部 道税事務所」 に、「北海道

支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改め、同様式末尾欄外摘要 2 の事項中「支庁又は支庁道税事務所」を「総合振興局、振興局、札幌道税事務所又は総合振興局地域政策部道税事務所」に改める。

別記第 7 号様式から別記第 9 号様式までの規定中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改める。

別記第 10 号様式その 1 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改め、同様式その 1 末尾欄外注意 1 及び注意 2 の事項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同様式その 2 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改め、同様式その 2 末尾欄外注意 1 及び注意 2 の事項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第 11 号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改める。

別記第 12 号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改め、同様式末尾欄外注意 1 及び注意 2 の事項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第 13 号様式及び別記第 14 号様式中「北海道 支庁長 様」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様」に改める。

別記第 15 号様式から別記第 17 号様式までの規定中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改める。

別記第 18 号様式その 1 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改め、同様式その 1（裏）注意 4 及び注意 5 の事項中

「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同様式その2中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改め、同様式その2末尾欄外注意1及び注意2の事項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第19号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長）」に改める。

第2章 総合政策部関係

（租税特別措置法施行令の規定に基づく特定住宅用地の譲渡の認定の申請及び土地の譲渡予定価額の申出に関する規則及び北海道市町村振興基金条例施行規則の一部改正）

第11条 次に掲げる規則の規定中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

(1) 租税特別措置法施行令の規定に基づく特定住宅用地の譲渡の認定の申請及び土地の譲渡予定価額の申出に関する規則（昭和60年北海道規則第51号）第3条

(2) 北海道市町村振興基金条例施行規則（昭和44年北海道規則第80号）第13条

第3章 環境生活部関係

（北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部改正）

第12条 北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則（昭和57年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

別記第1号様式から別記第15号様式までの規定中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（北海道環境影響評価条例施行規則の一部改正）

第13条 北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「及び各支庁」を「並びに総合振興局及び振興局」に改める。

（北海道公害紛争処理条例施行規則）

第14条 北海道公害紛争処理条例施行規則（昭和45年北海道規則第111号）の一部を次のように改正する。

第2条中「北海道環境生活部環境局環境保全課」を「北海道環境生活部環境局環境推進課」に改める。

（北海道公害防止条例施行規則等の一部改正）

第15条 次に掲げる規則の規定中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

(1) 北海道公害防止条例施行規則（昭和47年北海道規則第72号）第34条第1項

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号）第21条第1項

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年北海道規則第58号）第

21条

(4) 消費生活協同組合法施行細則（昭和23年北海道規則第102号）第8条（北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第16条 北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「北海道環境生活部環境局環境保全課」を「北海道環境生活部環境局循環型社会推進課」に改める。

第9条第2項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

第14条中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

別記第8号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（北海道立自然公園条例施行規則の一部改正）

第17条 北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）の一部を次のように改正する。

第43条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に、「支庁の」を「総合振興局又は振興局の」に改める。

（北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正）

第18条 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第52条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に、「支庁の」を「総合振興局又は振興局の」に改める。

別記第2号様式から別記第6号様式までの規定、別記第9号様式及び別記第11号様式か

ら別記第12号様式までの規定中

「支庁到達 年 月 日」	を	「総合振興局 (振興局) 到達年月日」
-----------------	---	---------------------------

に改める。

（動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部改正）

第19条 動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成18年北海道規則第43号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「支庁」を「総合振興局（振興局）」に改める。

（北海道青少年健全育成条例施行規則の一部改正）

第20条 北海道青少年健全育成条例施行規則（昭和30年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び支庁」を「、総合振興局及び振興局」に改める。

第4章 保健福祉部関係

（災害救助法施行細則の一部改正）

第21条 災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条第1項中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第39条第2項、第39条の2第1項及び第41条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第9号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（社会福祉法施行細則の一部改正）

第22条 社会福祉法施行細則（昭和28年北海道規則第154号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長等」に改め、同条中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

第9条中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

（北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部改正）

第23条 北海道地方薬事審議会条例施行規則（昭和37年北海道規則第55号）の一部を次のように改正する。

第10条中「保健福祉部保健医療局医療政策薬務課」を「保健福祉部医療政策局医療薬務課」に改める。

（北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則の一部改正）

第24条 北海道麻薬中毒者措置入院費等徴収規則（昭和39年北海道規則第54号）の一部を次のように改正する。

第6条中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

別記様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（食品の製造販売行商等衛生条例施行規則の一部改正）

第25条 食品の製造販売行商等衛生条例施行規則（昭和29年北海道規則第122号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

別記第6号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（狂犬病予防法施行細則及び北海道精神障害者措置入院費徴収等規則の一部改正）

第26条 次に掲げる規則の規定中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

(1) 狂犬病予防法施行細則（昭和45年北海道規則第32号）第6条第2項

(2) 北海道精神障害者措置入院費徴収等規則（昭和34年北海道規則第58号）第6条

（北海道保健所条例施行規則の一部改正）

第27条 北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第5条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

別記様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第28条 生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長等」に改め、同条中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改める。

第3条、第4条第1項及び第2項、第7条第2項、第9条の2、第11条、第16条から第19条までの規定、第21条第1項並びに第26条第2項中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長等」に改める。

第27条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第16号様式中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に、「当保健福祉事務所」を「当総合振興局（振興局）」に改める。

別記第17号様式中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に、「貴保健福祉事務所」を「貴総合振興局（振興局）」に改める。

別記第18号様式から別記第19号様式までの規定中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第21号様式の2中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に、「保健福祉事務所へ」を「総合振興局（振興局）へ」に改める。

別記第25号様式その1（表面）中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に改め、同様式その1（裏面）中「保健福祉事務所」を「総合振興局（振興局）」に改め、同様式その2（表面）中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に改め、同様式その2（裏面）中「保健福祉事務所」を「総合振興局（振興局）」に改め、同様式その3（表面）中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に改め、同様式その3（裏面）中「保健福祉事務所」を「総合振興局（振興局）」に改め、同様式その4（表面）中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に改め、同様式その4（裏面）中「保健福祉事務所」を「総合振興局（振興局）」に改める。

別記第27号様式中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に、「保健福祉事務所に」を「総合振興局（振興局）に」に、「保健福祉事務所あて」を「総合振興局（振興局）あて」に改める。

別記第32号様式中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に、「当保健福祉事務所」を「当総合振興局（振興局）」に改める。

別記第32号様式の2及び別記第33号様式中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第34号様式中「保健福祉事務所名」を「総合振興局名（振興局名）」に改める。

別記第38号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第45号様式中「保健福祉事務所」を「総合振興局（振興局）」に改める。
別記第47号様式中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。
別記第48号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第51号様式中「知事」を「知事に、保健福祉事務所を「総合振興局（振興局長）」に改める。
社事務所を「総合振興局（振興局長）」に改める。
付」を「総合振興局（振興局長）」に改める。
受」を「総合振興局（振興局長）」に改める。

別記第56号様式その1中「支庁長（市町村長）様」を「総合振興局長（振興局長、市町村長）様」に、「支庁長（市町村長）氏 名」を「総合振興局長（振興局長、市町村長）氏 名」に改め、同様式その2中「支庁長（市町村長）様」を「総合振興局長（振興局長、市町村長）様」に、「支庁長（市町村長）氏 名」を「総合振興局長（振興局長、市町村長）氏 名」に改める。

（民生委員法施行細則及び引揚者給付金等支給法施行細則の一部改正）

第29条 次に掲げる規則の規定中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

- (1) 民生委員法施行細則（昭和28年北海道規則第196号）第5条
- (2) 引揚者給付金等支給法施行細則（昭和32年北海道規則第110号）第2条
- (3) 北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年北海道規則第47号）第20条（行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部改正）

第30条 行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和34年北海道規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条並びに第3条第2項及び第3項中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

第4条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

（老人福祉法施行細則の一部改正）

第31条 老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

第21条中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

（身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第32条 身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第24条及び第25条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第27条中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第8号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。
「都道府県知事 支庁長 福祉事務所長 町村長」を「都道府県知事 総合振興局長（振興局長） 福祉事務所長 町村長」に改める。

別記第25号様式から別記第26号様式までの規定中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（知的障害者福祉法施行細則の一部改正）

第33条 知的障害者福祉法施行細則（昭和37年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「及び法」を「、法」に、「は、保健福祉事務所長」を「並びに法第25条第1項の規定による費用の負担の決定に関する事務は、総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改め、同項を同条とする。

第7条及び第8条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第34条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式の3から別記第4号様式の5までの規定及び別記第20号様式の2中「保健福祉事務所」を「総合振興局又は振興局」に改める。

（障害者自立支援法施行細則の一部改正）

第35条 障害者自立支援法施行細則（平成18年北海道規則第70号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

（北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則）

第36条 北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「道立病院管理局参事」を「医療政策局道立病院室参事」に、「道立病院管理局主幹」を「医療政策局道立病院室主幹」に改める。

第10条第2項中「道立病院管理局長」を「医療政策局道立病院室長」に改める。

第81条の2中「道立病院管理局主幹」を「医療政策局道立病院室主幹」改める。

第200条第3項中「道立病院管理局」を「医療政策局道立病院室」に改める。
(児童福祉法施行細則の一部改正)

第37条 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第7条中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改める。

第12条の5中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長等」に改める。

第18条、第21条、第22条、第24条の2及び第24条の3中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第25条第1項中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長等」に改める。

第26条第1項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 法第22条第1項の規定による助産の実施に関すること。
- (2) 法第23条第1項の規定による母子保護の実施に関すること。

第26条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に、「保健福祉事務所に」を「総合振興局又は振興局に」に改める。

別記第20号様式の6中

支庁名	支庁	施設区分	私立、院内、事務所内、ベビー	(年4月1日現在)
-----	----	------	----------------	-----------

を

総合振興局名又は振興局名		施設区分	私立、院内、事務所内、ベビー	(年4月1日現在)
--------------	--	------	----------------	-----------

に、「保健福祉事務所」を「総合振興局又は振興局」に改める。

別記第21号様式、別記第28号様式、別記第29号様式及び別記第33号様式から別記第35号様式までの規定中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

(未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則の一部改正)

第38条 未熟児の養育医療及び骨関節等結核児童の療育に関する費用の徴収規則（昭和35年北海道規則第114号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

別記様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第39条 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改め、同条第2項中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長等」に改める。

第3条から第5条までの規定、第7条、第9条から第15条までの規定、第18条から第22条までの規定、第23条第1項及び第24条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第1号様式、別記第1号様式の2、別記第3号様式の2及び別記第5号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第6号様式中「支 庁 長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第7号様式から別記第9号様式までの規定中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第10号様式中「支 庁 長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第11号様式から別記第12号様式の2までの規定中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第12号様式の3中「支 庁 長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第13号様式中「支 庁 長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第14号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第15号様式中「支 庁 長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第16号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第19号様式及び別記第20号様式中「支 庁 長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第22号様式（表）中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改め、同様式（裏）中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第23号様式から別記第28号様式までの規定中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

(母子保健法施行細則の一部改正)

第40条 母子保健法施行細則（昭和57年北海道規則第38号）の一部を次のように改める。

第7条第1項中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

(北海道児童福祉施設費用徴収規則の一部改正)

第41条 北海道児童福祉施設費用徴収規則（昭和62年北海道規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長若しくは振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改め、同条第1号中「保健福祉事務所長の母子保護等を受けた者の扶養義務者」を「総合振興局長等の母子保護等を受けた者の扶養義務者」に、「当該保健福祉事務所長」を「当該総合振興局長等」に改める。

第3条第1項中「保健福祉事務所長の母子保護等を受けた者の扶養義務者」を「総合振興局長等の母子保護等を受けた者の扶養義務者」に改める。

第4条第1項中「保健福祉事務所長」を「総合振興局長等」に、「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条第2項及び第3項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第5条及び第6条ただし書中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第7条第2項中「支庁の」を「総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）の」に、「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条第3項及び第4項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第8条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条第1項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条第2項中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

別表第2注7(4)の事項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第1号様式(表)中「支庁長」を「総合振興局長(振興局長)」に改める。

第5章 経済部関係

(北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則等の一部改正)

第42条 次に掲げる規則の規定中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

- (1) 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則(平成20年北海道規則第66号)第20条
- (2) 中小企業等協同組合法施行細則(昭和26年北海道規則第101号)本則
- (3) 北海道中小企業高度化資金貸付規則(昭和42年北海道規則第157号)第19条
- (4) 武器等製造法施行細則(昭和28年北海道規則第184号)第2条(貸金業法施行細則の一部改正)

第43条 貸金業法施行細則(昭和58年北海道規則第75号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に、同条中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

第4条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

第6条中「支庁」を「総合振興局又は振興局」に改める。

第10条第2項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

別記第1号様式(表)中「(支庁長)を「(総合振興局長、 振興局長)に改める。

別記第2号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長(振興局長)」に改める。

別記第3号様式中「北海道 支庁長 〇〇」を「北海道 総合振興局長(振興局長) 〇〇」に改める。

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第44条 火薬類取締法施行細則(昭和29年北海道規則第146号)の一部を次のように改正する。

第2条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」とい

う。)」に改める。

第8条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第4号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長(振興局長)」に改める。

別記第5号様式中「北海道 支庁長 〇〇」を「北海道 総合振興局長(振興局長) 〇〇」に、「支庁長に」を「総合振興局長等に」に改める。

別記第13号様式中「北海道知事(支庁長) 〇〇」を「北海道知事(総合振興局長、 振興局長) 〇〇」に、「支庁長に」を「総合振興局長等に」に改める。

別記第14号様式中「(支庁長)を「(総合振興局長、 振興局長)に改める。

別記第16号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長(振興局長)」に改める。

別記第17号様式中「北海道 支庁長 〇〇」を「北海道 総合振興局長(振興局長) 〇〇」に、「支庁長に」を「総合振興局長等に」に改める。

別記第18号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長(振興局長)」に改める。

別記第19号様式中「(支庁長)を「(総合振興局長、 振興局長)に改める。

別記第20号様式中「北海道知事(支庁長)」を「北海道知事(総合振興局長、 振興局長)」に改める。

別記第21号様式中「(支庁長)を「(総合振興局長、 振興局長)に改める。

別記第24号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長(振興局長)」に改める。

(北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則の一部改正)

第45条 北海道砂利採取計画の認可に関する条例施行規則(平成13年北海道規則第88号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「支庁」を「総合振興局若しくは振興局」に改める。

(父母のない児童の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第46条 父母のない児童の身元保証に関する条例施行規則(昭和31年北海道規則第68号)の一部を次のように改正する。

第6条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

別記第2号様式中「支庁(小樽商工労働事務所)」を「総合振興局、振興局又は後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所(以下「総合振興局等」という。))」に、「支庁又は」を「総合振興局等又は」に改める。

（北海道職業訓練手当支給規則の一部改正）

第47条 北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「支庁長（以下「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」に、「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第11条第1項及び第2項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中
「学 院 長
障害者職業能力開発校長
支 庁 長
北 海 道 知 事」

「学 院 長
障害者職業能力開発局長
総 合 振 興 局 長 に改める。
振 興 局 長
北 海 道 知 事」

第6章 農政部関係

（北海道農産種苗配付規則の一部改正）

第48条 北海道農産種苗配付規則（昭和27年北海道規則第131号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に、「2支庁以上」を「複数の総合振興局又は振興局」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「支 庁 長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則の一部改正）

第49条 北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則（昭和27年北海道規則第162号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改める。

第16条から第19条までの規定、第21条及び第22条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第7号様式（表）中「支 庁 長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第8号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（主要農作物種子法施行細則等の一部改正）

第50条 次に掲げる規則の規定中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

(1) 主要農作物種子法施行細則（昭和28年北海道規則第177号）第2条第2項

(2) 家畜改良増殖法施行細則（昭和26年北海道規則第27号）第4条

(3) 牧野法施行細則（昭和26年北海道規則第113号）第3条

(4) 家畜取引法施行細則（昭和31年北海道規則第169号）第1条

(5) 獣医療法施行細則（平成5年北海道規則第35号）第5条

(6) 獣医師法施行細則（平成5年北海道規則第37号）本則

(7) 農業委員会等に関する法律施行細則（昭和29年北海道規則第90号）第2条
（北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部改正）

第51条 北海道家畜保健衛生所条例施行規則（昭和26年北海道規則第220号）の一部を次のように改正する。

第1条中「所轄支庁長」を「所管総合振興局長等」に改める。

（養鶏振興法施行細則の一部改正）

第52条 養鶏振興法施行細則（昭和35年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第6条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条中「支庁の」を「総合振興局又は振興局の」に、「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第7条第1項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

（家畜伝染病予防法施行細則の一部改正）

第53条 家畜伝染病予防法施行細則（昭和48年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第23条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

（農業倉庫業法施行細則の一部改正）

第54条 農業倉庫業法施行細則（昭和24年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条の表以外の部分中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改める。

第7条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条の表中3の項を次のように改める。

3	知事が自らその権限を行うもの	総合振興局長等	1	部
---	----------------	---------	---	---

第7条の表4の項中「支庁」を「総合振興局又は振興局」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「支庁長」を「総合振興局長、振興局長」に改める。

(農業災害補償法施行細則の一部改正)

第55条 農業災害補償法施行細則(昭和34年北海道規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)」に改める。

第23条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第1号様式、別記第8号様式から別記第15号様式までの規定及び別記第17号様式から別記第20号様式までの規定中「支庁長」を「総合振興局長(振興局長)」に改める。

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第56条 農業協同組合法施行細則(平成15年北海道規則第73号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条中「支庁長(以下「支庁長」という。)」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

別記第5号様式から別記第15号様式までの規定、別記第17号様式から別記第29号様式までの規定、別記第34号様式から別記第46号様式までの規定及び別記第48号様式から別記第50号様式までの規定中「支庁長」を「総合振興局長、振興局長」に改める。

(農地法施行細則の一部改正)

第57条 農地法施行細則(昭和45年北海道規則第137号)の一部を次のように改正する。

第12条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

別記第2号様式中「

支庁受理印

」を「

総合振興局長等 受理印

」に改める。

(北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部改正)

第58条 北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則(昭和48年北海道規則第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)」に改める。

第4条から第7条までの規定、第9条、第10条から第12条までの規定、第14条から第16条までの規定、第18条第1項及び第19条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「支庁長」を「総合振興局長(振興局長)」に改める。

別記第3号様式中「支庁長

--

」を「総合振興局長(振興局長)

--

」に改める。

別記第4号様式中「支庁長)」を「総合振興局長、振興局長)」に、「支庁長

--

」を「総合振興局長(振興局長)

--

」に改める。

別記第5号様式中「支庁長

--

」を「総合振興局長(振興局

長)

--

」に改める。

別記第6号様式中「支庁長」を「総合振興局長(振興局長)」に改める。

別記第7号様式中「支庁長

--

」を「総合振興局長(振興局長)

--

」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式中「支庁長」を「総合振興局長(振興局長)」に改める。

別記第10号様式その6からその11までの規定中「支 庁 名

--

 支 庁」を「総合振興局等名

--

 総合振興局(振興局)」に改める。

別記第11号様式中「支庁長」を「総合振興局長(振興局長)」に改める。

別記第12号様式その1中「支庁長

--

」を「総合振興局長(振興局長)

--

」に改め、同様式その2及びその3中「

--

 支 庁」を「

--

 総合振興局(振興局)」に改める。

第7章 水産林務部関係

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第59条 水産業協同組合法施行細則(昭和47年北海道規則第114号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条第1項中「支庁の」を「総合振興局又は振興局の」に、「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長(以下「総合振興局長等」という。)」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第12条第1項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第1号様式の4から別記第1号様式の11までの規定、別記第1号様式の15から別記第1号様式の17までの規定、別記第1号様式の18から別記第1号様式の20までの規定、別記第1号様式の20の3から別記第2号様式までの規定、別記第8号様式から別記第9号様式の4までの規定及び別記第11号様式から別記第13号様式までの規定中「支庁長」を「総合振興局長、振興局長」に改める。

(北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第60条 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年北海道規則第71号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

別記第3号様式中「

支 庁

」を「

総合振興局 振 興 局

」に改める。

別記第4号様式中「

--

 支庁受理」を「

総合振興局 振興局 受理

」に改める。

別記第6号様式中「支庁受理」を「総合振興局
振興局 受理」に改める。

（北海道漁港管理条例施行規則の一部改正）

第61条 北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改める。

第5条、第6条第1項、第10条、第10条の4から第12条までの規定、第14条及び第18条第1項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第1号様式、別記第5号様式、別記第5号様式の3、別記第5号様式の4、別記第6号様式、別記第13号様式及び別記第14号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（漁港漁場整備法施行細則等の一部改正）

第62条 次に掲げる規則の規定中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

- (1) 漁港漁場整備法施行細則（昭和48年北海道規則第92号）第15条
- (2) 漁船法施行細則（昭和26年北海道規則第98号）第9条
- (3) 北海道小型漁船の総トン数の測度に関する規則（昭和31年北海道規則第24号）本則
- (4) 北海道漁業権免許申請規則（昭和59年北海道規則第2号）第7条第1項
- (5) 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成元年北海道規則第104号）第4条
- (6) 林業種苗法施行細則（昭和46年北海道規則第7号）第2条及び第4条
- (7) 北海道林地開発許可に関する規則（平成12年北海道規則第48号）第13条第2項

（北海道定置漁業経営状況報告規則の一部改正）

第63条 北海道定置漁業経営状況報告規則（昭和28年北海道規則第224号）の一部を次のように改正する。

第4条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

別記様式中「支庁」を「総合振興局
振興局」に改める。

（北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部改正）

第64条 北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則（平成8年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表1の項中「北海道宗谷支庁及び網走支庁管内」を「宗谷総合振興局管内及びオホーツク総合振興局管内」に、同表2の項中「北海道宗谷支庁、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁」を「宗谷総合振興局管内、留萌振興局管内、石狩振興局管内、

後志総合振興局管内、檜山振興局管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「北海道宗谷支庁及び網走支庁管内」を「宗谷総合振興局管内及びオホーツク総合振興局管内」に、「北海道渡島支庁、胆振支庁及び日高支庁管内」を「渡島総合振興局管内、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内」に、「北海道十勝支庁、釧路支庁及び根室支庁管内」を「十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内」に改める。

別記様式その1中「北海道宗谷支庁及び網走支庁管内」を「宗谷総合振興局管内及びオホーツク総合振興局管内」に改め、同様式その2中「北海道宗谷支庁、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁」を「宗谷総合振興局、留萌振興局、石狩振興局、後志総合振興局、檜山振興局」に、「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「北海道宗谷支庁及び網走支庁管内」を「宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局管内」に、「北海道渡島支庁、胆振支庁、日高支庁管内」を「渡島総合振興局、胆振総合振興局及び日高振興局管内」に、「北海道十勝支庁、釧路支庁及び根室支庁管内」を「十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内」に改め、同様式その8中「北海道宗谷支庁及び網走支庁管内」を「宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局管内」に改め、同様式その9中「北海道宗谷支庁、留萌支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁」を「宗谷総合振興局、留萌振興局、石狩振興局、後志総合振興局、檜山振興局」に、「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「北海道宗谷支庁及び網走支庁管内」を「宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局管内」に、「北海道渡島支庁、胆振支庁及び日高支庁管内」を「渡島総合振興局、胆振総合振興局及び日高振興局管内」に、「北海道十勝支庁、釧路支庁及び根室支庁管内」を「十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局管内」に改める。

（森林組合法施行細則の一部改正）

第65条 森林組合法施行細則（昭和54年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条中「支庁の」を「総合振興局又は振興局」に、「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改める。

第8条から第10条までの規定、第23条第2項、第25条及び第26条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定、別記第8号様式、別記第10号様式から別記第16号様式までの規定、別記第21号様式から別記第25号様式までの規定及び別記第27号様式中「支庁長」を「総合振興局長、振興局長」に改める。

（森林病虫害等防除法施行細則の一部改正）

第66条 森林病虫害等防除法施行細則（昭和25年北海道規則第277号）の一部を次のように改正する。

第5条中「森づくりセンター所長」及び「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

(北海道林野火災出動報償金交付規則の一部改正)

第67条 北海道林野火災出動報償金交付規則(昭和34年北海道規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「組合が」の次に「民有林に関する」を加え、「民有林に関するものにあつては」を削り、「支庁長に、道有林に関するものにあつては組合の所在地を所管する森づくりセンター所長」を「総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)」に改め、同条第2項中「支庁長及び森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に改める。

第4条中「支庁長及び森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第2号様式中「支庁長(森づくりセンター所長)を「総合振興局長(振興局長)」に改める。

(北海道分収造林指導規則の一部改正)

第68条 北海道分収造林指導規則(昭和34年北海道規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長(以下「総合振興局長等」という。)」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第3条から第5条までの規定、第7条から第10条までの規定及び第13条から第15条までの規定中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第2号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長(振興局長)」に改める。

別記第4号様式中「支庁」を「総合振興局又は振興局」に改める。

(北海道有林野の産物売払規則の一部改正)

第69条 北海道有林野の産物売払規則(昭和36年北海道規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)」に改める。

第4条、第5条、第7条、第12条から第14条までの規定、第23条から第26条までの規定、第29条から第31条までの規定、第37条、第38条、第39条の2から第47条までの規定、第49条第1項及び第50条中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に改める。

(北海道森林愛護組合協力交付金交付規則の一部改正)

第70条 北海道森林愛護組合協力交付金交付規則(昭和36年北海道規則第125号)の一部を次のように改正する。

第3条中「所轄森づくりセンター所長」を「所轄総合振興局長又は所轄振興局長」に、「森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に改める。

第4条から第6条までの規定中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に改め

る。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長(振興局長)」に改める。

(北海道有林野極印規則の一部改正)

第71条 北海道有林野極印規則(昭和38年北海道規則第32号)の一部を次のように改正する。

第4条中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長及び振興局長(以下「総合振興局長等」という。)」に改める。

第10条から第12条までの規定中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に改める。

(北海道有林野分収林規則の一部改正)

第72条 北海道有林野分収林規則(平成9年北海道規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)」に改める。

第5条から第7条までの規定、第9条第2項、第12条から第15条までの規定、第19条、第21条第1項並びに第26条第1項及び第2項中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「森づくりセンター所長」を「総合振興局長(振興局長)」に改める。

第8章 建設部関係

(港湾法施行細則の一部改正)

第73条 港湾法施行細則(昭和28年北海道規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条中「9部」を「1部」に改め、「支庁長を経由して」を削る。

(北海道道路管理規則の一部改正)

第74条 北海道道路管理規則(昭和58年北海道規則第79号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「支庁の」を「総合振興局又は振興局(以下「総合振興局等」という。)」の「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)」に改め、同条第3項及び第4項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第24条第1項中「の土木現業所長又は土木現業所の出張所長」を「を所管する総合振興局長等又は総合振興局等の建設管理部出張所長」に改める。

第25条中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

別記第4号様式中「土木現業所」を「総合振興局(振興局)」に改める。

別記第7号様式中「土木現業所」を「総合振興局(振興局)建設管理部」に改める。

(河川法施行細則の一部改正)

第75条 河川法施行細則(昭和40年北海道規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条中「土木現業所とし」を「総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）とし」に、「土木現業所とする」を「総合振興局等とする」に改める。

第12条第2項中「支庁の」を「総合振興局等の」に、「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改め、同条第3項及び第4項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第14条中「土木現業所」を「総合振興局長等」に、「出張所」を「建設管理部出張所」に改める。

第15条中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

別記第1号様式中「土指令第 号」を「指令第 号」に改める。

別記第6号様式（表面）中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

（北海道沿岸水域の工事取締条例施行規則等の一部改正）

第76条 次に掲げる規則の規定中「土木現業所長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

- (1) 北海道沿岸水域の工事取締条例施行規則（昭和24年北海道規則第189号）第9条
- (2) 公有水面埋立法施行細則（昭和48年北海道規則第60号）第19条第1項
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成18年北海道規則第8号）第8条第1項
（砂防法施行細則の一部改正）

第77条 砂防法施行細則（昭和40年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「支庁の」を「総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）の」に、「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改め、同条第3項及び第4項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第13条第1項中「土木現業所」を「総合振興局長等」に改める。

第14条中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

（地すべり等防止法施行細則の一部改正）

第78条 地すべり等防止法施行細則（昭和41年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第9条中「土木現業所長（農林大臣が指定した地すべり防止区域及びほた山崩壊防止区域に係るものにあつては、支庁長）」を「所轄の総合振興局長又は振興局長」に改める。
（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正）

第79条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和45年北海道規則第54号）の一部を次のように改正する。

第10条中「土木現業所」を「総合振興局又は振興局」に改める。

（海岸法施行細則の一部改正）

第80条 海岸法施行細則（昭和45年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項中「支庁の」を「総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）の」に、「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改め、同条第3項及び第4項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第16条中「土木現業所の長（農林水産省水産庁又は農村振興局の所管に係るものにあつては、当該場所を所管する支庁長）」を「総合振興局長等」に改める。

第17条中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

別記第7号様式（表面）中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改め、同様式（裏面）注意4の事項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

（北海道海域管理規則の一部改正）

第81条 北海道海域管理規則（昭和55年北海道規則第29号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「土木現業所の長（国土交通省の所管に係るもの以外にあつては、支庁長）」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

（北海道屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第82条 北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「、支庁長」を「、総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に、「支庁の」を「総合振興局又は振興局の」に、「支庁長に」を「総合振興局長等に」に、「支庁長が」を「総合振興局長等が」に改める。

第1条の5、第4条、第5条第3項、第8条、第8条の3から第10条までの規定、第15条及び第16条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第17条中「支庁その他の」を「総合振興局、振興局その他の」に、「支庁等」を「総合振興局等」に改める。

第18条第2項中「支庁等」を「総合振興局等」に改める。

第21条第1項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第22条第2項中「支庁」を「総合振興局又は振興局」に改める。

第24条の2第1項及び第24条の3中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第24条の7第2項中「支庁」を「総合振興局又は振興局」に改める。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第6号様式中「支庁」を「総合振興局（振興局）」に改める。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「（支庁）」を「（総合振興局振興局）」に改める。

別記第8号様式の2、別記第9号様式、別記第11号様式、別記第11号様式の2、別記第

12号様式の2から別記第14号様式までの規定、別記第14号様式の4及び別記第14号様式の5中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（宅地造成等規制法施行細則の一部改正）

第83条 宅地造成等規制法施行細則（昭和39年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改める。

第2条の2、第4条から第6条までの規定、第7条の2から第9条の2までの規定中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別表中「胆振支庁管内」を「胆振総合振興局管内」に、「石狩支庁管内」を「石狩振興局管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路総合振興局管内」に、「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「上川支庁管内」を「上川総合振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に、「檜山支庁管内」を「檜山振興局管内」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式の2までの規定、別記第6号様式及び別記第9号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

（住宅地造成事業に関する法律施行細則及び景観法施行細則の一部改正）

第84条 次に掲げる規則の規定中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

- (1) 住宅地造成事業に関する法律施行細則（昭和41年北海道規則第1号）第15条
- (2) 景観法施行細則（平成20年北海道規則第72号）第3条第4項

（都市計画法施行細則の一部改正）

第85条 都市計画法施行細則（昭和45年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（総合振興局長等への委任）」に改め、同条中「支庁長又は土木現業所長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改め、同条の表中「支庁長」を「総合振興局長等」に、「土木現業所長」を「総合振興局長等（振興局にあっては、留萌振興局長に限る。）」に改める。

第3条及び第9条第8号中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第13条中「支庁」を「総合振興局若しくは振興局」に改める。

第24条中「支庁長又は土木現業所長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式（表面）、別記第4号様式、別記第6号様式、別記第8号様式から別記第9号様式までの規定、別記第11号様式から別記第14号様式までの規定及び別記第16号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第18号様式中「（土木現業所長）」を「（総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第19号様式中「支庁長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第19号様式の2中
「支庁長、土木現業所長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第20号様式中「支庁長、土木現業所長」を「総合振興局長（振興局長）」に改める。
（租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則の一部改正）

第86条 租税特別措置法の規定に基づく優良宅地の認定事務に関する規則（昭和62年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第11条中「支庁の」を「総合振興局又は振興局の」に、「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長」に改める。

（北海道立都市公園条例施行規則の一部改正）

第87条 北海道立都市公園条例施行規則（昭和50年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「関係土木現業所」を「関係総合振興局又は関係振興局」に改める。
（宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第88条 宅地建物取引業法施行細則（昭和28年北海道規則第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「石狩支庁」を「石狩振興局」に、「及び支庁（当該支庁）」を「並びに総合振興局及び振興局（当該総合振興局又は振興局）」に改める。

第15条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

（建築基準法施行細則の一部改正）

第89条 建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び支庁」を「並びに総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）」に改める。

第4条中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

第6条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改める。

第7条、第9条、第12条及び第20条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第17条関係）

多雪区域（総合振興局等の管内には市の区域を含むものとする。）	
空知総合振興局管内の全域	
石狩振興局管内のうち千歳市及び恵庭市を除く全域	
後志総合振興局管内の全域	
胆振総合振興局管内のうち伊達市（大滝区の区域に限る。）、豊浦町及び洞爺湖町（洞爺町、大原、香川、成香、伏見、財田、岩屋、富丘、旭浦、早月及び川東の区域に限る。）	
日高振興局管内のうち日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）	
渡島総合振興局管内のうち長万部町及び八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石閨内町の区域を除く。）	
檜山振興局管内のうち奥尻町、今金町及びせたな町（大成区の区域を除く。）	
上川総合振興局管内の全域	
留萌振興局管内の全域	
宗谷総合振興局管内の全域	
オホーツク総合振興局管内の全域	
十勝総合振興局管内のうち本別町及び足寄町を除く全域	
釧路総合振興局管内のうち標茶町、弟子屈町及び鶴居村	
根室振興局管内のうち根室市を除く全域	

別表第2の60の項中「日高支庁管内」を「日高振興局管内」に改め、同表の70の項を次のように改める。

70	胆振総合振興局管内のうち登別市、伊達市（大滝区の区域を除く。）、白老町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域を除く。） 日高振興局管内のうち平取町 渡島総合振興局管内のうち鹿部町及び森町（字砂原、字砂原原野、字砂原西及び字砂原東の区域に限る。） 釧路総合振興局管内のうち釧路町、厚岸町及び浜中町 根室振興局管内のうち根室市
----	--

別表第2の80の項中「石狩支庁管内」を「石狩振興局管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振総合振興局管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路総合振興局管内」に改め、同表の90の項を次のように改める。

90	石狩振興局管内のうち恵庭市 胆振総合振興局管内のうち安平町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、
----	--

	穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域に限る。） 渡島総合振興局管内のうち北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、森町（字砂原、字砂原原野、字砂原西及び字砂原東の区域を除く。）及び八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石閨内町の区域に限る。） 檜山振興局管内のうち江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及びせたな町（大成区の区域に限る。）
--	---

別表第2の100の項中「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路総合振興局管内」に、「根室支庁管内」を「根室振興局管内」に改め、同表の110の項を次のように改める。

110	空知総合振興局管内のうち由仁町及び栗山町 渡島総合振興局管内のうち八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石閨内町の区域を除く。）及び長万部町 檜山振興局管内のうちせたな町（大成区の区域を除く。） 宗谷総合振興局管内のうち猿払村 十勝総合振興局管内のうち幕別町（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域を除く。）
-----	---

別表第2の120の項中「空知支庁管内」を「空知総合振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に改め、同表の130の項を次のように改める。

130	空知総合振興局管内のうち岩見沢市（栗沢町本町、栗沢町南本町、栗沢町北本町、栗沢町東本町、栗沢町西本町、栗沢町幸穂町、栗沢町砺波、栗沢町栗部、栗沢町耕成、栗沢町北斗、栗沢町自協、栗沢町越前、栗沢町南幸穂、栗沢町北幸穂、栗沢町必成、栗沢町小西、栗沢町岐阜、栗沢町栗丘、栗沢町加茂川、栗沢町最上、栗沢町由良、栗沢町上幌、栗沢町茂世丑、栗沢町宮村、栗沢町美流渡本町、栗沢町美流渡未広町、栗沢町美流渡東栄町、栗沢町美流渡錦町、栗沢町美流渡栄町、栗沢町美流渡吉野町、栗沢町美流渡南町、栗沢町美流渡西町、栗沢町美流渡若葉町、栗沢町美流渡桜町、栗沢町美流渡緑町、栗沢町美流渡楓町、栗沢町美流渡東町、栗沢町万字仲町、栗沢
-----	---

町万字曙町、栗沢町万字幸町、栗沢町万字大平、栗沢町万字巴町、栗沢町万字睦町、栗沢町万字英町、栗沢町万字寿町、栗沢町万字旭町、栗沢町万字西原町、栗沢町万字錦町、栗沢町万字二見町及び栗沢町西万字の区域に限る。)、南幌町及び長沼町
 後志総合振興局管内のうち島牧村及び寿都町
 胆振総合振興局管内のうち伊達市(大滝区優徳町、大滝区昭園町及び大滝区北湯沢温泉町の区域に限る。)、豊浦町及び洞爺湖町(洞爺町、大原、香川、成香、伏見、財田、岩屋、富丘、旭浦、早月及び川東の区域に限る。)
 日高振興局管内のうち日高町(字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。)
 檜山振興局管内のうち奥尻町及び今金町
 上川総合振興局管内のうち富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、和寒町及び剣淵町
 留萌振興局管内のうち初山別村、遠別町及び天塩町
 宗谷総合振興局管内のうち稚内市、浜頓別町、豊富町、礼文町及び幌延町
 オホーツク総合振興局管内のうち遠軽町(生田原、生田原安国、生田原旭野、生田原水穂、生田原豊原、生田原清里、生田原岩戸、生田原伊吹、生田原八重の区域を除く。)、滝上町及び西興部村
 十勝総合振興局管内のうち音更町、新得町、清水町、芽室町、更別村及び幕別町(忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域に限る。)

別表第2の140の項中「石狩支庁管内」を「石狩振興局管内」に、「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」に、「上川支庁管内」を「上川総合振興局管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌振興局管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に改め、同表の150の項を次のように改める。

150	空知総合振興局管内のうち夕張市(丁未、錦、小松、富岡、福住、住初、高松、社光、本町、昭和、旭町、末広、鹿の谷、常盤、日吉、若菜、平和、千代田及び鹿島の区域を除く。) 石狩振興局管内のうち石狩市(浜益区の区域に限る。) 後志総合振興局管内のうち泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町及び余市町 上川総合振興局管内のうち士別市(朝日町の区域に限る。)、愛別町、上川町及び下川町 留萌振興局管内のうち留萌市、増毛町及び小平町
-----	---

宗谷総合振興局管内のうち利尻町及び利尻富士町
 十勝総合振興局管内のうち中札内村、大樹町及び広尾町

別表第2の160の項中「空知支庁管内」を「空知総合振興局管内」に改め、同表の170の項を次のように改める。

170	空知総合振興局管内のうち夕張市(丁未、錦、小松、富岡、福住、住初、高松、社光、本町、昭和、旭町、末広、鹿の谷、常盤、日吉、若菜、平和、千代田及び鹿島の区域に限る。) 胆振総合振興局管内のうち伊達市(大滝区愛地町、大滝区宮城町、大滝区清原町、大滝区清陵町、大滝区三階滝町、大滝区豊里町、大滝区本町、大滝区本郷町、大滝区上野町、大滝区大成町及び大滝区円山町の区域に限る。) 上川総合振興局管内のうち占冠村及び中川町
-----	---

別表第2の180の項中「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」に、「上川支庁管内」を「上川総合振興局管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に改め、同表の210の項を次のように改める。

210	空知総合振興局管内のうち深川市(多度志、多度志南、湯内、宇摩、ウッカ、幌内及び鷹泊の区域に限る。)及び沼田町 後志総合振興局管内のうち赤井川村 上川総合振興局管内のうち音威子府村
-----	---

別表第2の230の項中「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」に改め、同表の250の項中「空知支庁管内」を「上川総合振興局管内」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第17条の2関係)

地域の区分	適用地域(総合振興局等の管内には市の区域を含むものとする。)
I	空知総合振興局管内の全域 石狩振興局管内の全域 後志総合振興局管内のうち島牧村及び寿都町を除く全域 胆振総合振興局管内の全域 日高振興局管内の全域 渡島総合振興局管内のうち松前町、福島町、知内町及び木古内町を除く全域 檜山振興局管内のうち奥尻町、今金町及びせたな町(瀬棚区の区域に限る。) 上川総合振興局管内の全域 留萌振興局管内の全域

	宗谷総合振興局管内の全域 オホーツク総合振興局管内の全域 十勝総合振興局管内の全域 釧路総合振興局管内の全域 根室振興局管内の全域
Ⅱ	後志総合振興局管内のうち島牧村及び寿都町 渡島総合振興局管内のうち松前町、福島町、知内町及び木古内町 檜山振興局管内のうち奥尻町、今金町及びせたな町（瀬棚区の区域に限る。）を除く全域

別記第 3 号様式から別記第 5 号様式までの規定中

「 北 海 道 知 事 北 海 道 建 築 主 事 北海道 支 庁 長 支庁建築主事」	を
---	---

「 北 海 道 知 事

「 北 海 道 建 築 主 事 北海道 総合振興局長（振興局長） 北海道 総合振興局（振興局）建築主事」	に、「支庁受付」を
--	-----------

「総合振興局（振興局）受付」に改める。
別記第 6 号様式中「北海道建築主事
北海道 支庁建築主事」を
「北海道建築主事
北海道 総合振興局（振興局）建築主事」に改める。
別記第 10 号様式その 1 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。
別記第 10 号様式の 2 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に、「支庁受付」を「総合振興局（振興局）受付」に改める。
別記第 12 号様式中「北海道知事
（北海道 支庁長）」を
「北海道知事
（北海道 総合振興局長（振興局長）」に、「支庁受付」を「総合振興局（振興局）受付」に改める。
別記第 14 号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に、「支庁受付」を「総合振興局（振興局）受付」に改める。
別記第 14 号様式の 2 及び別記第 15 号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

（北海道営住宅条例施行規則の一部改正）

第90条 北海道営住宅条例施行規則（平成 9 年北海道規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条中「支庁長」を「総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）」に改める。

第 6 条第 1 項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条第 2 項中「支庁長」を「総合振興局長等」に、「支庁管内」を「総合振興局又は振興局の所管区域」に改め、同条第 4 項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第 7 条の 3、第 7 条の 5 第 2 項及び第 4 項、第 9 条から第 14 条までの規定、第 16 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条、第 19 条第 1 項、第 22 条、第 23 条、第 24 条から第 28 条までの規定、第 30 条、第 32 条、第 35 条並びに第 35 条の 2 中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第 37 条第 1 項中「支庁」を「総合振興局及び振興局」に改める。

第 39 条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別表第 2 中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

別記第 1 号様式（裏）中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第 1 号様式の 2 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に、「支庁長が」を「総合振興局長（振興局長）が」に改める。

別記第 2 号様式及び別記第 2 号様式の 2 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第 2 号様式の 3 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第 2 号様式の 4 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に、「支庁長に」を「総合振興局長又は振興局長に」に改める。

別記第 2 号様式の 5 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に、「支庁長に」を「総合振興局長又は振興局長に」に改める。

別記第 2 号様式の 6 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第 2 号様式の 7 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第 3 号様式（表）中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改め、同様式（裏）中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

別記第 4 号様式及び別記第 5 号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第 6 号様式から別記第 7 号様式の 2 までの規定中「北海道 支庁長」を「北海道

総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第8号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に、「支庁長が」を「総合振興局長又は振興局長が」に改める。

別記第9号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第10号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第11号様式及び別記第11号様式の2中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に、「支庁長が」を「総合振興局長又は振興局長が」に改める。

別記第12号様式及び別記第12号様式の2中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第13号様式及び別記第14号様式中

支庁	徴	市町	団地	棟	住戸	名義人

を

総合振興局 (振興局)	徴	市町	団地	棟	住戸	名義人

に、「支庁長」を「総合振興局

長（振興局長）」に改める。

別記第15号様式その1中

支庁	徴	市町村	団地	棟番号	住戸番号	名義人番号

を

総合振興局 (振興局)	徴	市町村	団地	棟番号	住戸番号	名義人 番号

に、

「(支庁住所等)」を

「(総合振興局（振興局）住所等）」に、「支庁長に」を「総合振興局長（振興局長）に」に、「支庁産業振興部建設指導課（土木現業所企画総務部建設指導課）」

を「総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課（振興局産業振興部建設指導課）」に、「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改め、同様式その2中「支庁長に」を「総合振興局長（振興局長）に」に、「支庁産業振興部建設指導課（土木現業所企画総務部建設指導課）」を「総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課（振興局産業振興部建設指導課）」に、「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第16号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第17号様式中

支庁	徴	市町村	団地	棟番号	住戸番号	名義人番号

を

総合振興局 (振興局)	徴	市町村	団地	棟番号	住戸番号	名義人 番号

に、

「(支庁住所等)」を
「(総合振興局（振興局）住所等）」に、「支庁産業振興部建設指導課

（土木現業所企画総務部建設指導課）」を「総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課（振興局産業振興部建設指導課）」に、「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第18号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第19号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第21号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第22号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第23号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第24号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第25号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第26号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第27号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第28号様式中
「

支庁	徴	市町村	団地	棟番号	住戸番号	名義人番号

」を

「

総合振興局 (振興局)	徴	市町村	団地	棟番号	住戸番号	名義人 番 号

」に、

「
（支庁住所等）」を

「
（総合振興局（振興局）住所等）」に、「支庁長に」を「総合振興局長

（振興局長）に」に、「支庁建設指導課」を「総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課（振興局産業振興部建設指導課）」に、「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第29号様式中
「

支庁	徴	市町村	団地	棟番号	住戸番号	名義人番号

」を

「

総合振興局 (振興局)	徴	市町村	団地	棟番号	住戸番号	名義人 番 号

」に、

「
（支庁住所等）」を

「
（総合振興局（振興局）住所等）」に、「支庁長に」を「総合振興局長

（振興局長）に」に、「支庁産業振興部建設指導課（土木現業所企画総務部建設指導課）」を「総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課（振興局産業振興部建設

指導課）」に、「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。
別記第30号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第31号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第32号様式中
「

支庁	徴	市町村	団地	棟番号	住戸番号	名義人番号

」を

「

総合振興局 (振興局)	徴	市町村	団地	棟番号	住戸番号	名義人 番 号

」に、

「
（支庁住所等）」を

「
（総合振興局（振興局）住所等）」に、「支庁産業振興部建設指導課

（土木現業所企画総務部建設指導課）」を「総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課（振興局産業振興部建設指導課）」に、「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第33号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第33号様式の 2 及び別記第33号様式の 3 中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第34号様式から別記第36号様式までの規定中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第37号様式中「支庁長に」を「総合振興局長（振興局長）に」に、「支庁産業振興部建設指導課（土木現業所企画総務部建設指導課）」を「総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課（振興局産業振興部建設指導課）」に、「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第38号様式及び別記第39号様式中「北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

別記第40号様式（表）中「支庁長が」を「総合振興局長（振興局長）が」に、北海道 支庁長」を「北海道 総合振興局長（振興局長）」に改める。

第 9 章 出納局関係

(北海道建設工事執行規則の一部改正)

第91条 北海道建設工事執行規則(昭和39年北海道規則第60号)の一部を次のように改正する。

第3条中「支庁長以外」を「総合振興局長及び振興局長(以下「総合振興局長等」という。)以外」に、「関係支庁長」を「関係総合振興局長等」に改める。

第5条第2項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

(北海道収入証紙条例施行規則の一部改正)

第92条 北海道収入証紙条例施行規則(昭和34年北海道規則第63号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「所轄支庁長」を「所轄の総合振興局長又は振興局長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年北海道規則第85号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

